

1 改訂経過

昭和 59 年 10 月 1 日	給水装置工事設計施工基準
平成 元年 4 月 1 日	一部改訂
平成 3 年 5 月 1 日	一部改訂
平成 5 年 6 月 1 日	一部改訂
平成 10 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 14 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 17 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 21 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 23 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 25 年 4 月 1 日	一部改訂
平成 27 年 10 月 1 日	給水装置工事施行基準
平成 29 年 9 月 1 日	一部改訂
令和 2 年 4 月 1 日	一部改訂
令和 2 年 10 月 1 日	一部改訂
令和 5 年 4 月 1 日	一部改訂

2 経過措置

この基準施行前に給水装置工事の届出を行い、管理者（給水審査課）が受け付けているものは、改訂前の基準を適用することができる。

給 水 装 置 工 事 施 行 基 準

令和 5 年 4 月 1 日

作成 福岡市水道局保全部節水推進課